

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月11日

【四半期会計期間】 第25期第1四半期(自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)

【会社名】 株式会社バイク王&カンパニー

【英訳名】 BIKE O & COMPANY Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部門担当 竹内 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8855

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部門担当 竹内 和也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期 第1四半期累計期間	第25期 第1四半期累計期間	第24期
会計期間		自 2020年12月1日 至 2021年2月28日	自 2021年12月1日 至 2022年2月28日	自 2020年12月1日 至 2021年11月30日
売上高	(千円)	5,578,981	6,946,385	26,570,000
経常利益	(千円)	251,174	625,756	1,770,170
四半期(当期)純利益	(千円)	158,868	474,929	1,226,182
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	30,922	206,038	84,759
資本金	(千円)	590,254	590,254	590,254
発行済株式総数	(株)	15,315,600	15,315,600	15,315,600
純資産	(千円)	4,669,826	5,995,700	5,660,425
総資産	(千円)	7,356,025	10,389,591	9,248,976
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	11.38	34.01	87.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	15.5
自己資本比率	(%)	63.5	57.7	61.2

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べて1,244,985千円増加し、7,997,161千円となりました。これは主に、現金及び預金が630,886千円、商品が586,625千円、前払費用の増加等により「その他」が83,303千円増加し、売掛金が51,409千円減少したためであります。

(固定資産)

固定資産は、前事業年度末に比べて104,370千円減少し、2,392,429千円となりました。これは主に、繰延税金資産の減少等により「投資その他の資産」が65,070千円、ソフトウェア償却費の計上等により「無形固定資産」が33,398千円減少したためであります。

(流動負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて822,641千円増加し、3,877,031千円となりました。これは主に、短期借入金1,000,000千円、買掛金が137,354千円、未払金が91,667千円、未払消費税の増加等により「その他」が137,220千円増加し、未払法人税等が381,504千円、賞与引当金が122,970千円減少したためであります。

(固定負債)

固定負債は、前事業年度末に比べて17,301千円減少し、516,859千円となりました。これは主に、長期未払金の減少等により「その他」が17,766千円減少したためであります。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べて335,274千円増加し、5,995,700千円となりました。これは主に、四半期純利益474,929千円の計上と株主配当による利益剰余金の減少139,655千円があったためであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数について著しい変動はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績について著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、当社の主要な設備について著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2022年4月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,315,600	15,315,600	東京証券取引所 市場第二部 (第1四半期会計期間末現在) スタンダード市場 (提出日現在)	単元株式数は100株 であります。
計	15,315,600	15,315,600		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月1日～ 2022年2月28日		15,315,600		590,254		609,877

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,350,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,960,200	139,602	
単元未満株式	普通株式 5,400		
発行済株式総数	15,315,600		
総株主の議決権		139,602	

(注)「単元未満株式」には自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

2022年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社バイク王 & カンパニー	東京都港区海岸3-9-15	1,350,000		1,350,000	8.81
計		1,350,000		1,350,000	8.81

(注)上記のほか、単元未満株式27株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年12月1日から2022年2月28日まで)及び第1四半期累計期間(2021年12月1日から2022年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第24期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

第25期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 赤坂有限責任監査法人

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年12月1日 至2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自2021年12月1日 至2022年2月28日)
売上高	5,578,981	6,946,385
売上原価	3,078,200	4,062,077
売上総利益	2,500,781	2,884,307
販売費及び一般管理費	2,284,912	2,633,747
営業利益	215,868	250,560
営業外収益		
受取利息及び配当金	181	340,754
クレジット手数料収入	26,748	31,248
その他	9,023	4,800
営業外収益合計	35,953	376,802
営業外費用		
支払利息	648	1,606
その他	-	0
営業外費用合計	648	1,606
経常利益	251,174	625,756
特別利益		
固定資産売却益	-	64
関係会社株式売却益	14,148	-
特別利益合計	14,148	64
特別損失		
固定資産除却損	0	-
減損損失	9,061	-
関係会社株式評価損	9,564	-
その他	2,233	-
特別損失合計	20,859	-
税引前四半期純利益	244,463	625,821
法人税、住民税及び事業税	26,865	61,304
法人税等調整額	58,729	89,587
法人税等合計	85,594	150,892
四半期純利益	158,868	474,929

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準の適用における計上時期、計上方法の変更はないため、当該会計方針の変更による当第1四半期累計期間の損益および利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(商品在庫評価減見積りの変更)

当社は商品在庫の評価として、仕入後一定期間が経過した場合、段階的に評価減を実施しております。

しかし、リテールの拡大等による車輛売上単価の上昇、バイクユーザーへの販路拡大等により、在庫期間が長期に渡る車輛であっても一定の売却実績、利益確保実績が認められたことから、売却実績等を加味したより精緻な見積り方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法と比べて、当第1四半期累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は71,079千円増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

1. 当社は不測の事態・リスクに備えた安定的な運転資金を確保するため、また、当社事業のさらなる拡大のための成長資金を機動的かつ安定的に調達するため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当第1四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年2月28日)
当座貸越極度額	2,400,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	500,000	1,500,000
差引額	1,900,000	900,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)
減価償却費	95,885千円	104,200千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69,828	5.0	2020年11月30日	2021年2月26日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,655	10.0	2021年11月30日	2022年2月28日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年2月28日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	235,800	235,800
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	583,709	449,096

	前第1四半期累計期間 (自2020年12月1日 至2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自2021年12月1日 至2022年2月28日)
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	30,922	206,038

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一のセグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、バイク販売及びその附帯事業の単一セグメントであり、主に二つの販売チャネル（ホールセール、リテール）で顧客への財、サービスの提供を行っております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づくレンタルバイク売上であります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年12月1日 至2022年2月28日)
ホールセール（車輛）	4,120,006千円
リテール（車輛）	2,379,809
その他	433,855
顧客との契約から生じる収益	6,933,671
その他の収益	12,714
外部顧客への売上高	6,946,385

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年12月1日 至2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自2021年12月1日 至2022年2月28日)
1株当たり四半期純利益	11円38銭	34円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	158,868	474,929
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	158,868	474,929
普通株式の期中平均株式数(株)	13,965,600	13,965,573

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(特定の終了期日は定めず、本役員向け制度が継続する限り本信託は継続
します。)

<本従業員向け信託の概要>

名称	: 従業員向け株式給付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約 を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	: 当社等の従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社等の従業員から選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本従業員向け信託	: 2022年4月20日(予定)
契約の締結日	
金銭を信託する日	: 2022年4月20日(予定)
信託の期間	: 2022年4月20日(予定)から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本従業員向け制度が継続する限り本信託は 継続します。)

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年4月1日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である1,149円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(2022年3月2日から2022年4月1日)の終値の平均である959円(円未満切り捨て)からの乖離率は19.81%(小数点以下第3位を四捨五入)、本取締役会決議日の直前3カ月間(2022年1月2日から2022年4月1日)の終値の平均値である914円(円未満切り捨て)からの乖離率は25.71%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(2021年10月2日から2022年4月1日)の終値の平均値である1,027円(円未満切り捨て)からの乖離率は11.88%(小数点以下第3位を四捨五入)となっております。上記を勘案した結果、本自己株式の処分に係る処分価額は、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会(3名にて構成、うち2名は社外取締役)が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(子会社の設立)

当社は、2022年4月11日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社は、「バイクライフの生涯パートナー」をビジョンとして掲げ、従来のバイク買取専門店としての「バイク王」から、バイクに係る全てのサービスを総合的に提供する「バイクのことならバイク王」と言われるブランドへ進化を目指しており、全国63店舗を展開しております。

また、2022年1月11日付で公表した中期経営計画において、当社は持続的な成長に向けて新たなコーポレートミッション「まだ世界にない、感動をつくる。」を掲げ、交通インフラやレジャー、ライフデザインといったバイク事業とのシナジー効果を創出する新規事業への参入に加え、社会的な課題解決によって社会的責任を果たすことにより、長年愛されるバイクライフを超えたライフデザイン企業の実現を目指すことといたしました。

これを実現させるため、フランチャイズ及び業務提携を軸にした新規事業の開発や機動的な運営を確保するとともに、投資回収判断の厳格化を図ることを目的に、新たに子会社の設立を行うことを決定いたしました。当該子会社の設立により、バイク事業における商材との親和性や、当社のノウハウを活かしたビジネスモデルを発展させることが可能な事業への進出を進めてまいります。

(2) 子会社の概要

名称 : 株式会社ライフ&カンパニー
住所 : 東京都港区海岸三丁目9番15号
代表者の氏名 : 代表取締役 大谷 真樹 (当社 取締役常務執行役員)
資本金 : 80,000千円
事業の内容 : フランチャイズ及び業務提携による交通インフラ、レジャーおよびライフデザインをはじめとした新規事業の開発
設立年月日 : 2022年4月12日 (予定)
出資比率 : 株式会社バイク王&カンパニー 100%

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年4月11日

株式会社バイク王&カンパニー
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 和也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バイク王&カンパニーの2021年12月1日から2022年11月30日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バイク王&カンパニーの2022年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年11月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年4月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年2月25日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。